

廿日市市教育大綱

平成 2 8 年 3 月

廿 日 市 市

はじめに

近年、我が国を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進行に加え、経済や情報のグローバル化の進展などにより大きく変化しています。こうした時代の中で、将来を担う子ども達には、自立した人間として、他者と協働しながら、幅広い知識・教養と柔軟な思考力に基づいて新しい価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力を身につけてほしいと願っております。

平成28年度にスタートする本市のまちづくりの指針である「第6次廿日市市総合計画」では、まちづくりの基本理念を「市民一人ひとりが幸せに暮らせるまちづくり」とし、めざす将来像を「挑戦！豊かさと活力あるまち はつかいち」とし、その実現に向けた方向性のひとつを「人を育む」としています。また、昨年10月に策定した「廿日市市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、「まち全体で子どもを育てる」ことを大切な視点の一つとしています。

本市の宝である子ども達には、未来に希望を持ち、社会をたくましく生き抜いていく力と、いのちを大切にする心、人を敬う心を身につけてもらいたいと願うとともに、ふるさとに愛着と誇りを持ち、地域に貢献できるよう育てていくことが大切であると考えています。

また、まちづくりを進める原動力となる市民力を醸成するためには、教育環境の充実や生涯を通じて学び続けることのできる環境づくりを進めることが重要です。

こうしたことを踏まえ、この度、教育委員会と協議を重ねながら、今後の教育の目標や施策の根本的な方針を盛り込んだ、廿日市市教育大綱を策定しました。

今後も、教育委員会との連携を一層深めるとともに、市民、並びに、関係者の皆さまのご協力をいただきながら、まち全体で健やかな「はつかいちっ子」を育て参りたいと考えております。

平成28年3月

廿日市市長 眞野 勝弘

1 廿日市市教育大綱の策定にあたって

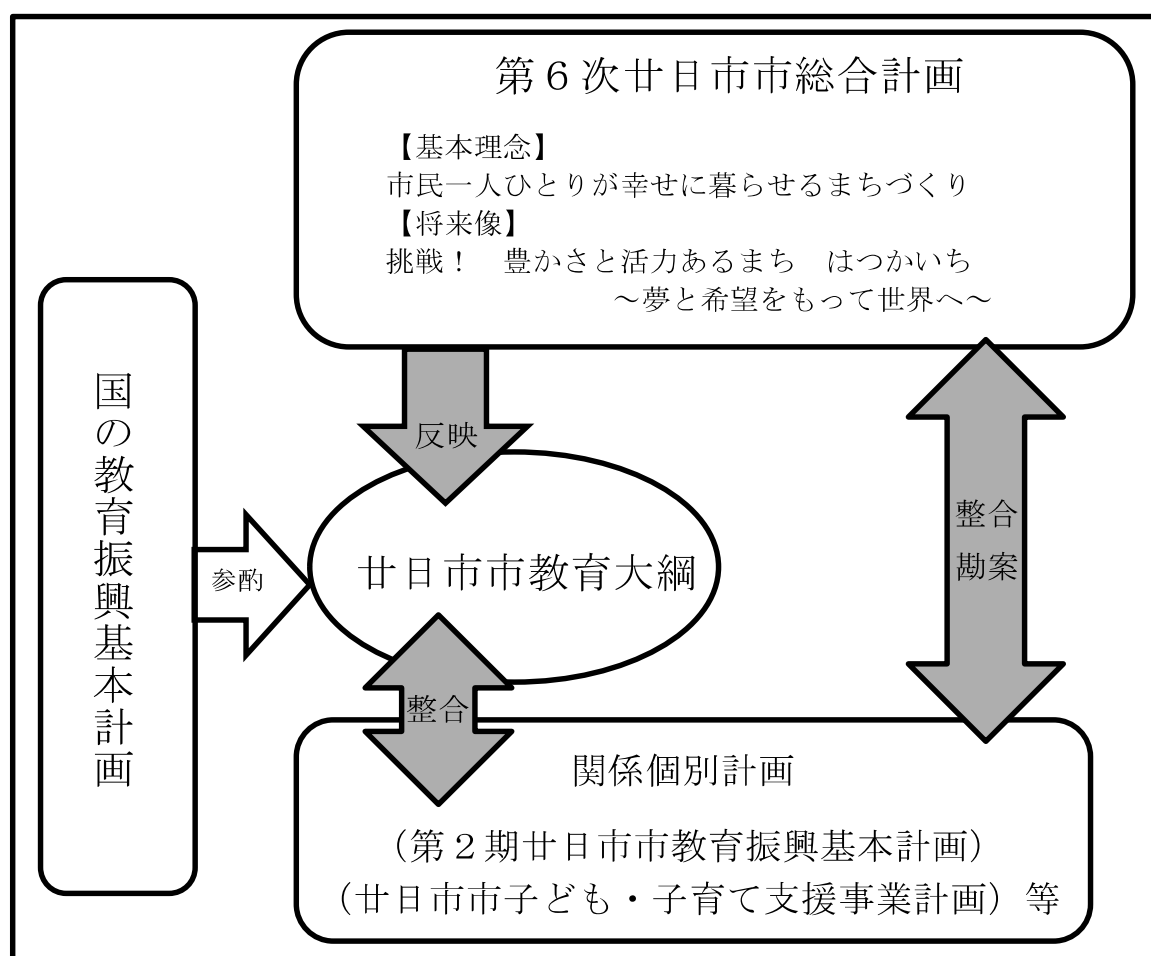
(1) 大綱策定の趣旨

教育制度改革の一環として、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月に施行されました。これにより、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなりました。

(2) 大綱の位置づけ

廿日市市教育大綱（以下「大綱」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、本市の教育等に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、国の教育振興基本計画を参酌して策定します。

また、大綱は、市の最上位計画である「第6次廿日市市総合計画」に即するとともに、同計画を勘案して策定する「第2期廿日市市教育振興基本計画」等個別計画と整合を図り策定するものです。



(3) 大綱の期間

大綱は、平成28年度から平成32年度までの5年間を実施期間としますが、今後の社会情勢等の変化を踏まえて、総合教育会議において協議・調整を行い、状況に応じて適宜見直していくものとします。

2 基本理念

「ふるさと廿日市」に愛着と誇りをもち、
未来を担う人づくり

これからの時代に対応した未来のまちづくりを進めていくためには、共に未来を担う人づくりが重要です。また、まちづくりに関わることで、学んできたことが生かされるとともに、人とのつながりにより新たな学びが生まれ、人づくりにつながります。

この循環が大切であり、基盤となるのは教育の力です。家庭、地域、学校、行政等がつながり、支え合い、絆を深め、一丸となって家庭教育、学校教育、社会教育を推進し、「市民一人ひとりが幸せに暮らせるまちづくり」を実現します。

3 基本方針

基本理念の実現のため、次の五つの基本方針を定めます。まち全体の「横のつながり」と一人ひとりにとって切れ目のない学びの「縦のつながり」の二つの視点を持ち、各種の施策を展開します。

《方針①》

まち全体で子どもを育てます

子ども達の笑顔があふれるまちであり続けるため、子ども達の教育に直接携わる者だけでなく、行政組織内、あるいは福祉機関、医療機関などがこれまで以上に連携を強め、まち全体で子どもを育てる体制づくりを進めます。

また、学校と地域、家庭がそれぞれの教育力を発揮し、連携・協力しながら、地域ぐるみで子どもの「育ち」を支援します。

《方針②》

たくましく自立し、学び合い高め合う教育を推進します

グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により社会が大きく変化する中、子ども達が高い志や意欲をもった自立した人間として、他者と協働しながら主体的に行動することや、多様な情報を活用することなど、将来、社会で活躍するために必要な資質・能力を育む教育を推進します。

《方針③》

いのちを大切にする心を育む教育を推進します

子ども達が、多様な価値観を認識し、他者を尊重するとともに、自らをかけがえのない存在だと実感することができるよう、お互いに関わり合う活動や体験活動を積極的に取り入れます。学校全体で取り組む道徳教育を一層充実するとともに、まち全体でいのちを大切にする心を育みます。

《方針④》

ふるさとに誇りと愛着をもつ心を育みます

「廿日市市の宝」を次世代につなげていくための保存・継承に係る取組を確実に行うとともに、魅力ある郷土の歴史や文化、産業について学ぶ機会を充実することによって、ふるさとを愛し誇りに思い、地域の発展に貢献する人を育成します。

《方針⑤》

生涯にわたる自発的な学びを支援します

文化、芸術、スポーツ等の廿日市市ならではの地域資源を積極的に活用し、多彩な学習機会を提供することにより、自発的な学びを促します。また、学んだことが生かされるような場の設定に取り組みます。